

令和5年度 沼津市公共施設へのPPAによる太陽光発電設備導入事業

<質問に対する回答>

No	分類	質問	回答
1	参加要領	重点加速化事業の交付金は設備設置（機器+工事）の1/2であり、PPA事業としては設備設置の残1/2および運用、維持管理、撤去、租税公課等諸経費に対しPPA単価28円/kWh（税込み）と考えて良いか？ また20年後撤去せずに譲渡となれば、撤去工事費返却の必要性はあるのか？	PPA単価については、お見込みのとおり。 撤去工事費の返却の有無については、現時点では譲渡の場合は返却してもらうことを想定しております。
2	参加要領	PPAの最低購入量について、事業者独自の条件設定で問題無いか？ 例）想定年間供給予定量の7割以上は必ず使用（購入）頂く等	問題ありません。
3	参加要領	『仕様について契約時に再度精査』とあるが、著しい仕様UPの場合は辞退またはPPA単価計算に含まない追加費用として契約出来るか？	基本的にはPPA単価に影響が出るような仕様変更は考えておりません。